

住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係)

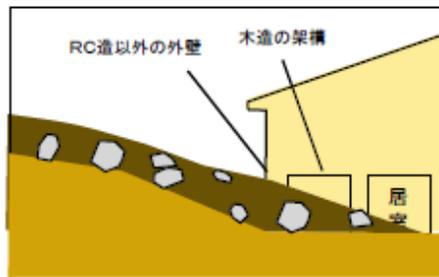
■目的

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正等とあわせて、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

■事業内容

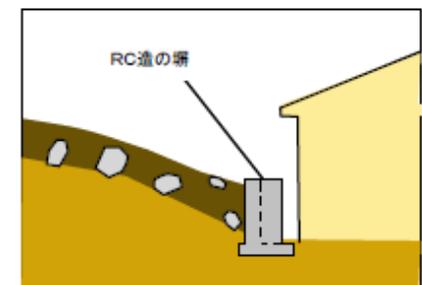
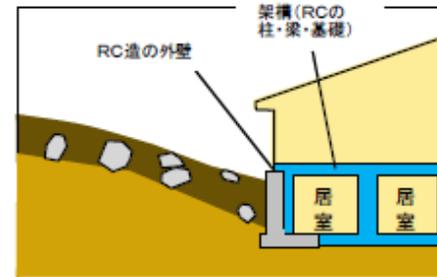
- 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

- 補助対象： 以下の要件を満たす建築物。
 - ・土砂災害特別警戒区域内の建築物
 - ・建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物
- 補助率： 23% (うち国費11.5%)
- 補助対象限度額： 4.20百万円/棟

【参考】土砂災害特別警戒区域内における建築物の基準

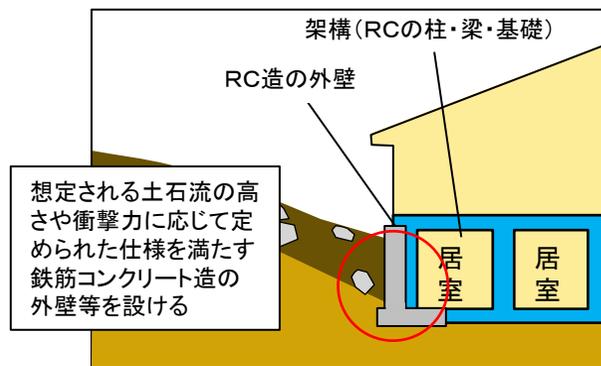
土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物は、土砂災害により想定される衝撃に耐えられるものとして、以下のいずれかによる構造としなければならない。

(土石流の場合)

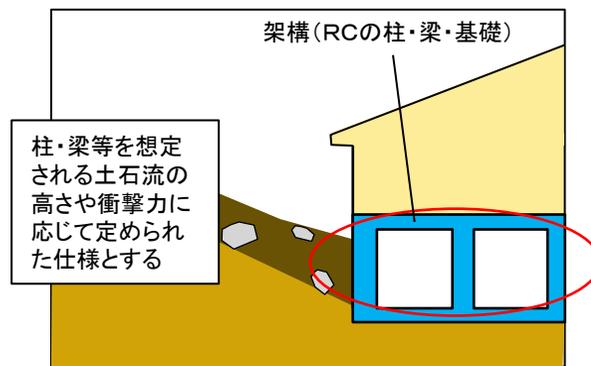
- ①土石流が作用する部分に居室がある場合、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす**鉄筋コンクリート造の外壁等**を設けること。(土石流が作用する部分に居室がない場合、柱・梁等を同様の仕様とすること)
 又は、**構造計算**によって、土石流の衝撃に対して建築物が安全であることを確かめること。
- ②急傾斜地と建築物の間の位置に**鉄筋コンクリート造の塀等**を設置すること。

①建築物の構造

土石流が作用する1階に居室



上階のみ居室



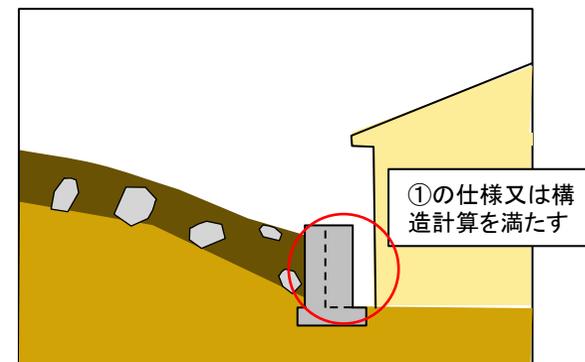
<仕様基準>

- ・土石流の衝撃を受ける高さ以下の外壁をRC造とする。(上階のみ居室を設けた場合を除く)
- ・RC造の控壁又は架構を設ける。
- ・設計基準強度18N/mm²以上のコンクリートを用いる。
- ・外壁の厚さを15cm以上とする。
- ・土石流の高さや衝撃力に応じて、縦筋の断面積や架構の柱の径等を定められた値以上とする。

<構造計算>

- ・土石流の移動による衝撃力によって、外壁等に生ずる力を計算
- ・外壁等に生ずる力が、当該外壁等の耐力を超えないことを確認

②RC造の塀等



<仕様基準>

- ・土石流の衝撃を受ける高さ以下の塀等をRC造とする。
- ・RC造の控壁を設ける。
- ・設計基準強度18N/mm²以上のコンクリートを用いる。
- ・外壁の厚さを15cm以上とする。
- ・土石流の高さや衝撃力に応じて、縦筋の断面積や架構の柱の径等を定められた値以上とする。

<構造計算>

- ・土石流の移動による衝撃力によって、塀等に生ずる力を計算
- ・塀等に生ずる力が、当該塀等の耐力を超えないことを確認